

研修用パソコン賃貸借に関する一般競争入札公告

研修用パソコン賃貸借について一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則(昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。) 第127条第1項の規定により公告します。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達物品等の名称及び数量
研修用パソコン賃貸借 一式
- (2) 調達物品等の仕様その他明細
入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間
令和9年1月1日～令和13年12月31日。
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)に登載されている者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)でないこと。
- (5) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (6) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

3 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局
〒503-8569 岐阜県大垣市加賀野4丁目1番地の7
公益財団法人ソフトピアジャパン デジタル人材育成課 伊藤、山幡、高木
電話：0584-77-1166 メール：training@softopia.or.jp
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
ア 交付期間

令和 8 年 9 月 17 日（木）から令和 8 年 9 月 30 日（水）までの平日（土日・祝日除く）
午前 9 時から午後 5 時まで。

- イ 交付場所
3 の（1）に同じ。

（3）競争入札参加資格の確認

- ア 入札参加希望者は、下記期限までに競争入札参加資格確認申請書に入札説明書に規定する書類等を添付した上で 3 の（1）まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。
- イ 提出期限 令和 8 年 10 月 1 日（木）午後 5 時
期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。
- ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和 8 年 10 月 2 日（金）までに通知する。

（4）入札の日時及び場所

- ア 日時 令和 8 年 10 月 8 日（木）10 時 00 分
- イ 場所 岐阜県大垣市加賀野 4 丁目 1 番地の 7
ソフトピアジャパンセンタービル 10F 会議室 2

（5）開札の日時及び場所

入札終了後直ちに 3 の（4）のイの場所において行う。

（6）契約条項を示す場所

3 の（1）に同じ。

（7）入札方法等に関する事項

- ア 入札方法
入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。
入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を除くものとし、賃貸借期間（令和 9 年 1 月 1 日～令和 13 年 12 月 31 日）の賃借料総額とする。
また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 入札保証金及び契約保証金
規則第 114 条各号のいずれかに該当するときは、免除する。
- ウ 落札者の決定方法
規則第 111 条の規定により定めた予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額の範囲内で最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。
なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。
- エ 入札の無効
本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第 130 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- オ 入札又は開札の中止
天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。
- カ 落札の無効
落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として 1 週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

- (1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 郵便又は電信による入札は、認めない。
- (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
- (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。
- (6) 入札等に関する質疑がある場合には、令和8年10月1日(木) 午後5時までに書面またはメールにより行うものとする。
- (7) 詳細は、入札説明書による。